

公文書開示審査会

1 機関の名称

群馬県公文書開示審査会

2 規則等

- 群馬県公文書開示審査会規則
- 群馬県公文書開示審査会審議委員
- 群馬県公文書開示審査会委員

3 開催案内

会議は非公開

※審査結果は、群馬県公文書開示審査会答申集（平成18年5月までの答申 平成18年6月以降の答申）をダウンロード下さい。

4 開催結果

群馬県公文書開示審査会開催結果ファイル

このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部民センター
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話 027-226-2271
FAX 027-223-2944

E-mail kenminsens@pref.gunma.lg.jp

迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部（@pref.gunma.lg.jp）を画像化しております。

群馬県公文書開示審査会委員

公文書開示審査会委員名簿一覧

氏名	職業・役職	第一部会	第二部会
青木 英穂子	群馬県スクールカウンセラー		委員
久保田 秀榮	弁護士 (会長)	部会長	
宮武 優	弁護士	委員	
村上 大樹	弁護士 (職務代理者)		部会長
茂木 三枝	中小企業診断士	委員	
山崎 由忠	弁護士		委員

(※注) : 「崎」は「山へんに奇」だが、根拠依存文字のため「崎」と表記

(任期 : 平成28年10月15日～平成30年10月14日)

公文書開示審査会へ戻る

このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-2271

FAX 027-223-2944

E-mail kenmins@pref.gunma.lg.jp

迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部 (@pref.gunma.lg.jp) を画像化しております。

本

利用者機能	モバイル版
Foreign Language	音読読み上げ
色も変える	文字サイズ
白	黒
拡大	標準

くまがやんぽーとへ [クマがやんぽーと](#) 検索

- くまがやんぽーとへ
- くまがやんぽーとへ
- 健康・福祉
- 子育て・教育
文化・スポーツ
- くまがやんぽーとへ
- 防災
消費者・食品
- しごと・産業
農林・土木
- 県政情報

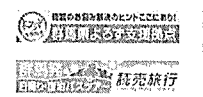
現在の位置: トップページ > 県政情報 > 福祉・健康・個人行政 > 情報公開 > (群馬県公文書開示審査会) > 群馬県公文書開示審査会開催結果ファイル

関連ページ

(群馬県公文書開示審査会)

群馬県公文書開示審査会開催結果ファイル

▼バナー広告



バナー広告

お申し込みのご案内

群馬県公文書開示審査会開催結果ファイル

- 群馬県公文書開示審査会第二部会開催結果(第36回～第65回) (非公開)
- 群馬県公文書開示審査会第一部会開催結果(第36回～第65回) (非公開)
- 群馬県公文書開示審査会開催結果(第137回～第144回) (非公開)
- 群馬県公文書開示審査会開催結果(第132回～第136回) (非公開)
- 群馬県公文書開示審査会開催結果(第127回～第131回) (非公開)

群馬県ホームページについて [お問い合わせのページ](#) [お問い合わせのページ](#) [お問い合わせのページ](#) [お問い合わせのページ](#) [お問い合わせのページ](#)

群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話番号(代表)：027-223-1111 法人番号：7000020100005

1997年(平成9年)の設置から1998年(平成10年)に改組された群馬県公文書開示審査会(平成17年設置)

(1) 開催日時

平成29年8月29日(火) 午前10時00分開始

(2) 開催場所

群馬県庁議会庁舎 204会議室(2階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に関し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第5回)
- 第201号案件
「県立○○センター(以下甲という)の当直員・日直員が、群馬県個人情報保護条例では公務員の職・氏名は非開示情報ではないというのに、甲の外来患者に自身の職と氏名を隠してよい・又は隠さなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第1回)
- 第202号案件
「県立○○センター(以下甲という)の看護職員(以下乙という)が、乙のせいで甲の患者(以下丙という)に負わせた逸失利益2億3千万円を、自分で提案しておきながら、内に払わなくてよい・又は払ってはならない、という内容」の公文書不存決定(第1回)
- 第203号案件
「県立○○センター(以下甲という)の精神保健福祉士職員(以下乙という)の詐欺・偽計業務妨害によって甲の患者(以下丙という)に発生した逸失利益3億円を、乙が内に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容」の公文書不存決定に対する審査請求(第1回)

(4) 出席者数

公文書開示審査会第二部会委員2名、事務局4名

(5) 審査の概要

- 第192号案件について、実施機関が口頭説明を行い、質疑を行った。
- 第201号案件について、事務局から概要説明を行った。
- 第202号案件について、事務局から概要説明を行った。
- 第203号案件について、事務局から概要説明を行った。

第61回群馬県公文書開示審査会第二部会

(1) 開催日時

平成29年7月31日(月) 午後1時30分開始

(2) 開催場所

群馬県庁 201会議室(県庁20階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に関し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第4回)

(4) 出席者数

公文書開示審査会第二部会委員3名、事務局4名

(5) 審査の概要

群馬県情報公開条例第30条第4項による調査を行った。

第60回群馬県公文書開示審査会第二部会

(1) 開催日時

平成29年3月21日(火) 午前10時00分開始

(2) 開催場所

群馬県庁171会議室(県庁17階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に関し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第3回)

(4) 出席者数

公文書開示審査会第二部会委員3名、事務局5名

(5) 審査の概要

- 第192号案件について、審査を行った。

第59回群馬県公文書開示審査会第二部会

(1) 開催日時

平成29年2月23日(木) 午後1時30分開始

(2) 開催場所

群馬県庁141会議室(県庁14階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に関し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第2回)

(4) 出席者数

公文書開示審査会第二部会委員3名、事務局5名

(5) 審査の概要

- 第192号案件について、実施機関が口頭説明を行い、質疑を行った。

第58回群馬県公文書開示審査会第二部会

(1) 開催日時

平成29年1月31日(火) 午前10時開始

(2) 開催場所

群馬県庁221会議室(県庁22階)

(3) 議題

群馬県公文書開示審査会第二部会開催結果(第36回～第65回)(非公開)

第65回群馬県公文書開示審査会第二部会<会議開催の公表>

(1) 開催日時

平成29年12月25日(月) 午後1時30分開場

(2) 開催場所

群馬県庁舎 101会議室(10階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に關し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第8回)
- 第201号案件
「県立○○センター(以下甲という)の当直員・日直員が、群馬県個人情報保護条例では公務員の職・氏名は非開示情報ではないというのに、甲の外來患者に自身の職と氏名を隠してよい・又は隠さなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第4回)

第64回群馬県公文書開示審査会第二部会

(1) 開催日時

平成29年11月13日(月) 午後1時30分開場

(2) 開催場所

群馬県庁舎 161会議室(16階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に關し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第7回)
- 第201号案件
「県立○○センター(以下甲という)の当直員・日直員が、群馬県個人情報保護条例では公務員の職・氏名は非開示情報ではないというのに、甲の外來患者に自身の職と氏名を隠してよい・又は隠さなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第3回)
- 第202号案件
「県立○○センター(以下甲という)の看護職員(以下乙という)が、乙のせいで甲の患者(以下丙という)に負わせた逸失利益2億3千万円を、自分で提案しておきながら、丙に払わなくてよい・又は払ってはならない、という内容」の公文書不存決定(第3回)
- 第203号案件
「県立○○センター(以下甲という)の精神保健福祉士職員(以下乙という)の詐欺・偽計業務妨害によって甲の患者(以下丙という)に発生した逸失利益3億円を、乙が丙に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容」の公文書不存決定に対する審査請求(第3回)
- 第204号案件
「消費生活課にある、一般国民(以下甲という)が消費者契約法に基づき契約を取り消そうとしても応じない業者(以下乙という)に關して、消費者支援係の係員(以下丙という)が、当該事業に係る証拠資料を甲・乙から提出させ、乙が次々と身勝手な条件を付けているのに丙は甲の根拠しばかりをし、ろくに消費者保護法で丙に与えられた斡旋をせず、甲に難しいとばかり言って結論付けてよい・又は付けなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第2回)
- 第205号案件
「消費生活課職員(以下甲という)が、一般国民(以下乙という)に甲に不都合な法令の解説を乙に無報酬で求め、乙がそれを断ると、甲が「一か月かけてでも調べてやるよ」と乙に言い放ち、そのため消費生活課の業務が停滞させてもよい・又はさせなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第2回)

(4) 出席者数

公文書開示審査会第二部会委員3名、事務局4名

(5) 審査の概要

- 第192号案件について、答申案審議を行った。
- 第201号案件について、審議を行った。
- 第202号案件について、答申案審議を行った。
- 第203号案件について、答申案審議を行った。
- 第204号案件について、答申案審議を行った
- 第205号案件について、答申案審議を行った

第63回群馬県公文書開示審査会第二部会

(1) 開催日時

平成29年9月29日(金) 午前10時00分開場

(2) 開催場所

群馬県庁舎 171会議室(17階)

(3) 議題

- 第192号案件
「●●に關し、環境アセスメントの実施の協議に●●が来た日時及び協議内容。また、アセスメントを実施しなくても良いと報告した、報告手段と通告日、県通告者、●●被通告者」の公文書不存決定に対する審査請求(第6回)
- 第201号案件
「県立○○センター(以下甲という)の当直員・日直員が、群馬県個人情報保護条例では公務員の職・氏名は非開示情報ではないというのに、甲の外來患者に自身の職と氏名を隠してよい・又は隠さなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第2回)
- 第202号案件
「県立○○センター(以下甲という)の看護職員(以下乙という)が、乙のせいで甲の患者(以下丙という)に負わせた逸失利益2億3千万円を、自分で提案しておきながら、丙に払わなくてよい・又は払ってはならない、という内容」の公文書不存決定(第2回)
- 第203号案件
「県立○○センター(以下甲という)の精神保健福祉士職員(以下乙という)の詐欺・偽計業務妨害によって甲の患者(以下丙という)に発生した逸失利益3億円を、乙が丙に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容」の公文書不存決定に対する審査請求(第2回)
- 第204号案件
「消費生活課にある、一般国民(以下甲という)が消費者契約法に基づき契約を取り消そうとしても応じない業者(以下乙という)に關して、消費者支援係の係員(以下丙という)が、当該事業に係る証拠資料を甲・乙から提出させ、乙が次々と身勝手な条件を付けているのに丙は甲の根拠しばかりをし、ろくに消費者保護法で丙に与えられた斡旋をせず、甲に難しいとばかり言って結論付けてよい・又は付けなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第1回)
- 第205号案件
「消費生活課職員(以下甲という)が、一般国民(以下乙という)に甲に不都合な法令の解説を乙に無報酬で求め、乙がそれを断ると、甲が「一か月かけてでも調べてやるよ」と乙に言い放ち、そのため消費生活課の業務が停滞させてもよい・又はさせなければならない、という内容」外1件の公文書不存決定に対する審査請求(第1回)

(4) 出席者数

公文書開示審査会第二部会委員3名、事務局4名

(5) 審査の概要

- 第192号案件について、答申案審議を行った。
- 第201号案件について、審議を行った。
- 第202号案件について、審議を行った。
- 第203号案件について、審議を行った。
- 第204号案件について、事務局から概要説明を行った。
- 第205号案件について、事務局から概要説明を行った。

第62回群馬県公文書開示審査会第二部会